

消費者団体との施策意見交換会 「食品に関するリスクコミュニケーション(食品表示)」の概 要について

- I 日 時 平成15年11月26日(水) 14:00~16:00
II 場 所 農林水産省講堂(7階)
III 出席者 消費者団体 : 20団体24人(別添参照)
農林水産省消費・安全局: 局長、表示・規格課長、表示・
規格課食品表示・規格監視室長、消費者情報官
食品安全委員会事務局 : リスクコミュニケーション官
厚生労働省 : 医薬食品局食品安全部企画情報課課

長補佐

- IV 議 題 わかりやすい食品表示のあり方について

V 議事概要

1. 消費・安全局長あいさつ

本日は、皆様お忙しい中にもかかわらずお集まりいただきましてありがとうございます。

今年の7月1日に消費・安全局が発足して、5ヶ月近く経ったところでございます。その間、職員一同、国民の健康保護を最優先として、食の安全・安心の確保のための様々な施策を進めてまいりました。その中でも特に、消費者をはじめ関係者の皆様に、正確でわかりやすい情報を積極的に提供し、できるだけ多くの方々の意見をいただくといった相互作用の中で、ご意見を政策に適切に反映させる「リスクコミュニケーション」に重点を置いてきたつもりです。

このため、消費者の関心の高いテーマ毎にリスクコミュニケーションを行うこととし、9月には「残留農薬についての意見交換会」を開催しました。また、11月10日には「家畜に使用する抗菌性物質についての意見交換会」、11月19日には「汚染物質の国際的リスク管理手法についての意見交換会」として、一般論ですがコーデックスをはじめとしてリスク管理を行う際の基本的な考え方についてご紹介したところでございます。

本日は、「わかりやすい表示のあり方について」をテーマといたしまして、第5回目のリスクコミュニケーションを開催いたします。

食品表示は、消費者の方々が食品選択の際によりどころになる、いわば唯一の情報源です。このため、消費者の関心も高く、様々なアンケートから、食品表示について必ずしも信用できないと思っておられる方もいらっしゃることを承知しております。

これに対し、7月以降、地方組織に約2,000名の職員を配置し、食品表示がきちんと行われているかチェックをしております。また、昨年7月にJAS法を改正し、業者の方々に違反があれば、すぐに指示し企業名を公表する厳しい対応を行ってきています。

食品表示は、何よりわかりやすいということが第一です。昨年12月から農林水産省と厚生労働省が共同で「食品の表示に関する共同会議」を開催し、用語の統一から加工食品の原料原産地の表示がどうあるべきか具体的な事項について議論していただき、いくつかの事項については、方向性も出していただいたところです。

表示の監視につきましては、DNA分析といった新しい技術を活用したチェック体制を構築するほか、消費者の方々に全国3,800名の食品表示ウォッチャーとして、ご協力いただきながら、食品表示のしくみが信頼できるわかりやすいものになるよう一層工夫していきたいと取り組んでいるところです。

本日は、こうした食品表示についての現行のしくみや今後の方向について担当課長から説明するとともに、皆様の日頃から感じておられる点や疑問に思っている点についてご意見をいただきたいと思っております。

2. 食品表示についての意見交換の概要

(1) 加工食品の原料原産地表示

○消費者団体などからのご意見・ご質問

- ・ 牛肉と豚肉とを一緒に、例えば味噌漬けにしたものは加工食品だと思うが、原料原産地表示は要らないのか。
- ・ 加工食品の原料原産地表示について、品目群リストを作成したことを評価。ただし、示された4品目群では足りない。ソーセージ、ハムも原料の原産地が品質に影響するので表示してもらいたい。豚カツやかつおのたたき等も、消費者にとっては、生鮮食品に近いと思われるものである。こういったものについて更にカバーしてもらいたい。

- ・ 加工食品の原料原産地表示の品目群リストの別紙2について、果実飲料とあるが、義務表示対象とすることは困難ではないか。原料は様々な国からのものがブレンドされているし、色々な果実がミックスされているのが実態。製品の品質を左右するのは、原料原産地だけではない。
- ・ サケについて、外国から日本の川を上ってくるなど、いろいろなルートがあるので、原料原産地表示だけで足りるということではない。そのことを加味した上で表示を考えてもらいたい。
- ・ 産地表示の方法について、「国産」、「国内産」、「〇〇県産」等、いろいろな表記が混在しているように見えるが、一本化できないものか。
- ・ 納豆の表示について。「国産」と表示されていても、100%国産ではないものもあるという。こういう表示はいかがなものか。
- ・ 日本大豆の自給率は3%以下のはずなのに、「国産大豆使用」とうたった商品がこれだけ多いのはおかしいのではないかと、しっかり表示して欲しい。
- ・ 原産国表示の運動は、20年前に円高差益を国民が等しく享受するという目的で始まっている。価格が安い国から日本に持ってくることは当然のこと。あまりに経済性を無視してまで何でも表示させることはいかがなものか。

○行政からの回答

(柄澤表示・規格課長)

- ・ 牛豚味噌漬け等は加工食品であり、現行のルールでは原産地表示は求められていないが、現在検討中の方向を前提とすれば、主原料が50%以上という要件を満たせば、加工食品の原料原産地表示の義務付けの対象となる。
- ・ 今般示した品目群リストは、あくまで共同会議の事務局としての素案であり、今後、公開ヒアリングやパブリックコメントを通じて広く意見をお聴きし、来年3月を目途に品質表示基準の改正案として最終的に決定したいと考えている。今日のソーセージ、ハム、果実飲料等に関する御意見も、そのプロセスの一環として参考にさせていただきたい。
- ・ 現行でも、「国産」など特色のある原材料を使用していることを強調表示する場合は、100%その原材料を使用していなければならないルールになっている。お話の場合のように、仮に半分しか「国産」でないのに「国産」と表示したとすればJAS法違反となるので、具体的な御指摘があれば、調査に入らなければい

けないようなケースである。

(2) 3ヶ月ルール

○消費者団体などからのご意見・ご質問

- ・ 「3ヶ月ルール」廃止には賛成。牛だけでなく豚や鶏も含まれるのも賛成。
- ・ 「3ヶ月ルール」廃止には賛成。うなぎ等、日本で少し育てれば国産というのは消費者に不信感を抱かせる。

(3) 複雑な表示

○消費者団体などからのご意見・ご質問

- ・ お弁当の表示はわかりにくく、はっきりいえば読む気がしない。複雑であるし、文字も小さい。日本は高齢化を迎えているが、現在の表示制度は健常者を前提に作られていると思う。どのような表示にしたらよいかといわれたが、役所として何か案を持っているのか。

○行政からの回答

(柄澤表示・規格課長)

- ・ お弁当の表示は見にくいと多くの方が考えていると承知しており、そのため、どのような表示であればわかりやすい表示になるかを、本日このような場でお聞きしたいと考えたところ。役所としての案ということなのであえて申し上げれば、現在一律に定められている表示様式を弾力化して表示方法を各メーカーが工夫することを認める、表示項目についても必要なものに絞り込む等が可能性として考えられるが、いずれにしても消費者の意向が重要である。

(4) 産地表示

○消費者団体などからのご意見・ご質問

- ・ 今年、保健所と協力してスーパーや小売店の表示実態調査を行った。その際、ブランド名として表示されているものの中にわかりにくいものがあった。例えば、「大山鶏」というブランド肉が販売されていたが、神奈川の人多くは「おおやまどり」と思うが、中には鳥取の地名である「だいせんどり」と思う人もいる。現在、JAS法では産地について一般的に知られた地名でも可となっているが、的確に情報が提供されていない場合もある。

○行政からの回答

(柄澤表示・規格課長)

- ・ 表示された地名がわかりにくいとの御指摘については、必ずしも県名表示をすればわかりやすくなるとは限らない。地域によっては県名よりもなじみのある地名もあり、ルールの問題というよりも、運用の問題としてケースごとに判断し、わかりやすい表示となるよう指導に努めたい。

(5) 原材料の表示

○消費者団体などからのご意見・ご質問

- ・ コンビニのおにぎりには油が少量使われている場合もあるようだが、表示されていない場合が多いのではないか。

○行政からの回答

(金山表示・規格課補佐)

- ・ 実行可能性の面で現実的ではないことから、あまりにも少量の原材料を複合原材料の構成要素として使用している（重量比5%以下）場合には、表示を省略しても良いルールになっている。御指摘のおにぎりに使用されている油についても、このルールに従って表示義務からはずれている可能性がある。もっとも、ごく少量の使用でも気にされる方がいらっしゃると思う。

(6) 期限表示

○消費者団体などからのご意見・ご質問

- ・ 期限表示の用語の統一はよい取り組み。賞味期限切れの食品をすぐに捨ててしまうような、食べ物を大切にしない風潮がある。そうすべきではないことを、国民にしっかりと認識させて欲しい。

○行政からの回答

(金山表示・規格課補佐)

- ・ 「賞味期限」については、「品質保持期限」との一本化の議論の中で、様々な議論があった。賞味期限切れの食品の扱いについても、参考4として添付したリーフレットの裏面でカメがしゃべっているように、その意味について普及に努めている。今後も「食育」の取り組みなどの中で、このような情報提供に取り組んでいく。

(7) 遺伝子組換え食品の表示

○消費者団体などからのご意見・ご質問

- ・ 豆腐をはじめとする生鮮食品の遺伝子組換え表示について、

「遺伝子組換えでない」の表示ばかり見かけ戸惑う。遺伝子組換え技術は合理的だと思うが、消費者へ正確な知識が行き渡っていないのではないか。

- ・ 遺伝子組換え表示について、しょうゆや油にも表示を義務付けて欲しい。全てに表示されていればこそ、消費者の選択に資する。
- ・ 遺伝子組換え表示で、5%までは意図せざる混入が認められているのは、「入っていない」という表示でありながら実際には入っているということであり、おかしいのではないか。EUでは混入率は0.9%と非常に低い。日本は遅れている。
- ・ 油等、原料に遺伝子組換え食品が使われているにもかかわらず、表示されないこともおかしい。
- ・ 消費者の中には、残留農薬を敬遠するにもかかわらず、虫食い食品も嫌がる人がいる。遺伝子組換え食品については生産者の労働を軽減する面もあり、このことについて広く国民から理解を得る努力が必要ではないか。

○行政からの回答

(柄澤表示・規格課長)

- ・ 遺伝子組換え表示については、「非遺伝子組換え」と表示するには、生産段階からきちんと分別管理されているという要件を課すなど、明確なルールが設けられている。
- ・ 平成12年から実施に移している現行の遺伝子組換え表示のルールについては、長期間にわたる国民的議論の末決まったもので、欧米に先駆けたルールであると考えている。しかし、現行のルールについて、改善すべきところがあれば、先程御紹介した共同会議において、議論していただきたいと考えている。
- ・ なお、一般論として、「組換え」大豆の大部分は、豆腐や納豆の原料でなく油脂の原料となっている。また、5%の混入率については、日本はアメリカ等から長く複雑なルートを経て原材料を調達しており、混入率ゼロでは誰も守れないルールとなってしまうことなども考慮されて設定された数字。

(食品安全委員会事務局 西郷氏)

- ・ 現在、食品安全委員会では遺伝子組換え食品の安全性の評価基準を策定しているところ。
- ・ 遺伝子組換え食品については労働軽減等のメリットはあるが、安全性評価の際にはこのことは別にして、安全であるか否かの評価をしていくこととしているところ。

(8) 水産物の表示

○消費者団体などからのご意見・ご質問

- ・ 干物やゆでがに等、ほんのわずかに加工された水産物の加工食品にも、養殖・解凍表示が必要なのではないか。

○行政からの回答

(金山表示・規格課補佐)

- ・ 加工食品の養殖・解凍表示に関する御意見は、非常に貴重な御意見であった。確かにこれは、単なる原料原産地表示だけでは担保されない。どのようにしていくか、今後共同会議でも議論していく。

(9) 特別栽培農産物の表示

○消費者団体などからのご意見・ご質問

- ・ 特別栽培農産物のガイドラインでは、農薬・化学肥料を慣行レベルの5割減であれば、表示できるとなっているが、消費者や販売店においては慣行レベルがどのようなものであるかわからない。

○行政からの回答

(柄澤表示・規格課長)

- ・ 農薬や化学肥料の使用についての慣行レベルは、先般改定した新ガイドラインにおいて、各地方公共団体が策定・確認の上、公表することとした。

(10) 食品の安全性

○消費者団体などからのご意見・ご質問

- ・ JAS法に基づく表示において安全性はどのように担保されているのか。
- ・ 表示項目の中に安全性に関する項目を追加してほしい。例えば米の残留農薬に関することなど。

○行政からの回答

(柄澤表示・規格課長)

- ・ 食品の安全性については、消費者の選択に資するためというJAS法に基づく表示により確保するというのではなく、食品安全委員会でのリスク評価等を通じて確保している。

(中川消費・安全局長)

- ・ 旧食糧庁では年間4,000サンプルほど残留農薬等の検査を行ってきたが、残留農薬の検出はほんのわずかで、残留基準を超えるサンプルはほとんどなかった。最近では農協単位で自主的な取り組みを始める動きが出てきつつある。

(姫田消費者情報官)

- ・ 先日も残留農薬等について意見交換会を行ったところであり、この後もこうした取り組みを続けていきたいと考えている。こうした取り組みは地方でも始めている。

(11) 食品衛生法

○消費者団体などからのご意見・ご質問

- ・ サイコロステーキに、「十分加熱してください」との表示がなされていた。肉質が悪いからかと思っていたが、〇-157の関係で食品衛生法で決められた事項とのこと。しかしながら、このような表示はあまり見かけない。普及がしっかりとされていないのではないか。

○行政からの回答

(厚生労働省 桑島補佐)

- ・ 〇-157に関して加熱が必要との表示事項については、省令上の規定ははっきりとしたことはわからないが、通知等により指導していると思われる

(12) 食品表示の共同会議や意見交換

○消費者団体などからのご意見・ご質問

- ・ 農水省と厚労省の共同の取組みは評価。
- ・ 共同会議の委員名簿をいただきたい。
- ・ 農水省は消費者重視の行政を展開されるといわれているが、行政・消費者・生産者・事業者が一堂に会した検討する場を設けてほしい。

○行政からの回答

(柄澤表示・規格課長)

- ・ 行政・消費者・生産者・事業者が一堂に会した検討の場とは、まさしく現在開催している共同会議であり、この会議はそれぞれの代表者で構成されている。しかし、会議であることから出席できる人数は限定されてしまうが、検討結果についてはインター

ネット等で公表するほか、パブリックコメント等を通じ、可能な限り多くの方から御意見をいただくこととしている。

(連絡先) 消費・安全局

消費者情報官 企画官 奈良(3347)

表示・規格課表示企画班 金山(3307)